

医療法人社団 明星会

## 明星居宅介護支援事業所運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、医療法人社団 明星会「明星居宅介護支援事業所」（以下「事業所」という。）における、介護支援方針並びに事業所管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所は、要介護状態となった利用者の介護支援に当たり、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮した介護支援を行うものとする。

- 2 事業者は、前項の介護支援を行うに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、且つ、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って公正中立な保健医療サービス、福祉サービスが、多様な事業者から提供されるよう配慮しなければならない。
- 3 事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、居宅サービス提供事業者、介護老人保健施設等との密接な連係を図りながら介護支援に努めるものとする。

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所職員の職種、員数及び職務の内容は次表のとおりとする。

職種	員数(人)	職務内容
管理者	(兼務) 1	居宅サービス計画の作成指導・管理
介護支援専門員	(管理者) 1	居宅サービス計画の作成

### (営業日及び営業時間)

第4条 事業所における営業日及び営業時間は次表のとおりとする。

営業日	毎週月～金曜日（土日祝日および12月31日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時15分から午後5時

### (居宅介護支援の提供方法、内容と留意事項)

第5条 介護支援専門員が居宅介護サービスを作成するに当たっては、次の各号に留意して作成しなければならない。

- (1) 居宅サービス計画作成の開始に当たっては、この地域における居宅サービス提供事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に提供してサービスの選択を求めるものとする。
- (2) 居宅サービス計画作成に当たっては、利用者の有する能力や既に受けている居宅サービス等の評価を通じて、利用者が抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上でその課題を把握するものとする。

この場合、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、面接の趣旨を説明し理解を得た上で居宅サービス計画の原案を作成するものとする。

- (3) 前号の課題把握のための分析・居宅サービス計画等作成手法は、「全社協・在宅版ケアプラン作成方法検討委員会方式」によるものとする。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案を作成した際、その計画に位置付けた居宅サービス提供事業者等の担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (5) 前号のサービス担当者会議は、利用者の居宅および介護サービス提供事業所等で行う。やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求める事ができる。
- (6) 介護支援専門員は、作成した居宅サービス計画に位置付けたサービス等の種類、内容、利用料等について、利用者またはその家族に説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- (7) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後も利用者、家族、居宅サービス提供事業者等との連絡を密にし、居宅において日常生活を営む事が困難となった場合には介護保険施設等の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (8) 介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、サービスの提供方法等については理解しやすいように説明を行うものとする。
- (9) 居宅介護サービスに関しての利用者またはその家族等との相談は、利用者の居宅および事業所内で行う。
- (10) 介護支援専門員は、前各号の居宅サービス計画作成やその後も、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うため、月1回以上の利用者宅へ訪問を行うものとする。

#### (利用料その他の費用の額)

第6条 利用料その他の費用の額は次表のとおりとする。

項目	料金
法定代理受領分	無料
法定代理受領分以外	介護報酬の告示額
第7条に定める通常の事業の実施 地域以外の地域への訪問料	訪問料 1回 500円

#### (通常の事業の実施地域)

第7条 事業所が行う居宅介護支援事業の通常の実施地域は、富加町、坂祝町、川辺町、美濃加茂市、関市、可児市の3市3町とする。

- 2 前項の実施地域以外の地域からの利用依頼がある場合も、応諾するものとする。  
この場合、居宅訪問をする時は訪問料を徴収するものとする。

#### (秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 事業所の介護支援専門員及びその他の職員は、職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らしてはならない。

(苦情処理及び事故発生時の対応)

第9条 事業所は、居宅サービス計画に関して、利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置し必要な措置を講ずる。

2 利用者に対する居宅サービス計画に位置付けた、居宅介護支援の提供等により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止)

第10条 事業所は、ご利用者的人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (2) 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

虐待防止に関する担当者	役職：管理者 氏名：吉田 由起
-------------	-----------------

(業務継続計画（BCP）の策定等)

第11条 感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催します。

(従業者の就業環境の確保について) ~パワハラ・セクハラの防止~

第12条 サービスにあたっての禁止事項 ①職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為。 ②パワーハラスマント・セクシャルハラスマント等の行為。 ③サービス利用中に、職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音等をインターネット等に掲載すること。

- 附則 1 この規程は、平成12年7月1日から施行する。
- 2 事業所運営に関し、本規定に定めのない事項については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第38号)  
第3章「運営に関する基準」の各条項に定めるところによる。
- 附則 この規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、平成27年5月1日から施行する。
- 附則 この規定は、平成27年8月1日から施行する。
- 附則 この規定は、平成27年12月15日から施行する。
- 附則 この規定は、令和2年9月21日から施行する。
- 附則 この規定は、令和3年2月1日から施行する。
- 附則 この規定は、令和5年2月1日から施行する。
- 附則 この規定は、令和6年3月31日から施行する。
- 附則 この規定は、令和7年8月1日から施行する。